

仕様書

1. 委託業務名：令和7年度竹富町猫飼養条例運用支援業務

2. 業務の目的

竹富町は大半が国立公園に指定されている9つの有人島からなる島嶼町である。なかでも西表島は国の特別天然記念物であるイリオモテヤマネコをはじめとする世界的に貴重な野生動物の宝庫である。

本業務では、竹富町猫飼養条例に基づき、西表島含め他の島々において、猫の適正な飼養、放し飼い猫や飼い主不明猫など外にいる猫の適正な管理、猫の健康及び安全の保持を図るとともに、猫が町民に迷惑を及ぼし、または、イリオモテヤマネコやその他の希少固有種に害を加えることを防止するために猫の適正な飼養を推進し、本町固有の自然環境の保全及び町民の健全な生活の維持または向上を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約の日から令和8年3月31日まで

4. 委託する内容

(1) 竹富町猫飼養条例推進委員会及び同西表島部会の運営支援等

猫条例の適正な運用に関して必要な助言を得るため、竹富町猫飼養条例推進委員会（以下、委員会という）及び竹富町猫飼養条例推進西表島部会（以下、西表島部会という）を開催することから、その開催支援等を行うこと。具体的には、委員との連絡調整、資料の作成支援、当日の開催準備、記録簿作成、旅費、謝金支給等の一切の事務を実施する。業務期間中、計4回程度の開催を想定する。

なお、旅費の支出が想定される委員（学識経験者、関係団体等）は以下のものを想定する。

神奈川大学 准教授	(神奈川県在住)
八重山獣医師会 会長	(石垣市在住)
八重山獣医師会 (小動物臨床部門)	(石垣市在住)
一般財団法人西表財団 理事長	(西表島在住)
地域の代表	(西表島在住)
地域の代表	(波照間島在住)

（２）飼い主不明猫のモニタリング

西表島内において、猫の愛がん動物の屋外における目撃情報を収集する。目撃情報を得た場合においては、該当する動物について、保護収容を行う。保護収容は、目撃情報のあった地域における自動撮影カメラによる調査（年間５日程度を想定）及び捕獲罠の設置（年間１０日程度を想定）により行うことを想定する。なお、罠による捕獲作業を行うにあつては、安全対策や錯誤捕獲の防止を徹底すること。

愛がん動物を保護収容した場合は、マイクロチップや首輪等により、飼い主の特定を図ること。飼い主が特定できない場合は、当該愛がん動物の特徴を掲載したポスターを捕獲した地域の主要な場所（スーパー、公民館など）の掲示板等に張り出して情報を収集し、飼い主の有無を確認する。また、保護収容した飼い主不明動物が猫であった場合においては、西表島内の動物診療所に搬送し獣医師により性別・体重・年齢の記録及び感染症等に係る検査を実施する。

これらを経ても飼い主の確認に至らなかった愛がん動物については、引取り手を募集すること。

なお、一連の保護収容期間において、受注者は動物福祉上十分な配慮のもと、保護収容動物の一時飼養を行うこと。

（３）猫適正飼養を推進するための支援

竹富町では、猫条例の普及及び適正飼養の推進のため、猫に係るワクチン接種、不妊・去勢手術等を行う飼い主に対して、その費用の一部補助を実施していることから、当該補助金交付に係る支援を行うこと。具体的には、飼い主が円滑に補助金交付申請を行うことができるよう、以下が可能となる体制を整えるとともに、その運用事務を行うこと。

- ・西表島内の動物診療所における補助金交付申請書の飼い主への配布、記入補助及び受付

- ・受付を行った補助金交付申請書の町への提出

また、必要に応じ、飼い主に対してワクチン接種、不妊・去勢手術等の実施を奨励するための広報等を行うこと。

- ・西表島で猫飼養登録している飼い主に対して、ワクチン接種推奨の案内ハガキ作成（登録頭数 116 頭分）

（４）飼い猫の新規登録について

西表島内において、猫を飼養するために新規で本町に飼い猫の登録があった場合、獣医師及び動物看護師が飼育状況の確認を行い、飼い主を個別訪問し猫飼養条例等に関して指導する。また、訪問の際に猫の写真撮影を実施する。既に登録されている猫で、飼養状況に不適正飼育の疑いのある飼い主に対して、獣医師及び動物看護師が訪問し飼養等について指導を行う。

(5) ペット適正飼養に関する事業

猫条例の目的及び趣旨の普及を図るため、完全室内飼養や飼い主不明猫の繁殖制限等に関する普及啓発活動等を実施し、ペット適正飼養の推進に資する事業を実施する。また、具体的手法及び作業量は以下を想定するが、詳細は発注者と協議の上で決定すること。

ア チラシ等の全戸配布（年1回程度、町広報誌への折込みを想定、A4判光沢紙 2500部）

イ カウンター等へのPOPの設置（「猫を飼っていませんか?」「猫の持ち込みについて」等）

ウ 保健所等でのセミナー開催、イベント参加等

(6) 世界自然遺産モニタリング評価シートに対応した猫の状況調査

西表島は世界自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の構成資産の一つとなっていることから、遺産価値を保全するため「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域モニタリング計画書」が定められ、当該計画に基づき各種モニタリングが実施されている。本業務では、ノネコ・ノラネコに関わる事項としてモニタリング事項となっている以下の項目について、現状を把握すること。

ア 登録率

イ 不妊化率

ウ マイクロチップ装着率

エ 完全室内飼養率

オ ワクチンの接種率とウイルス感染状況（ウイルス検査 40 件を無償実施による）

カ ノラネコの生息状況（飼い主不明猫のモニタリング結果による）

キ ノネコの生息状況（琉球大学、環境省、森林管理署、猟友会等へのヒアリングによる）

(7) 傷病鳥獣保護

イリオモテヤマネコ、カンムリワシ等の希少野生動物等の傷病個体が持ち込まれた場合、環境省他、関係機関と協力し、救命の医療行為に従事すること。

年間 30 件程度を想定する。

5. 業務打合せ

業務にあたって、担当職員との打合せを実施すること。業務開始時、業務中間時、業務取

りまとめ時の年3回程度を想定する。打合せはWEB会議を基本とする。

6. 報告書作成

(1)～(6)の実施結果を取りまとめた報告書を作成し提出すること。

7. 協議・その他

この仕様書に記載の無い事項等についての疑義は、事前に町担当職員と協議することとする。

8. 発注者との調整

ア 業務を遂行するにあたり、発注者との調整を行う責任者を明らかにし、進捗状況を随時報告して調整を図ること。

イ 本業務は、予算の適正かつ効果的な執行を確認するために、必要に応じて事業効果に関する資料を求める場合がある。

ウ 本業務に要した経費について、帳簿を備え支出額を記載して、その出納を明らかにし、支出内容を証する書類を整理して保管すること。

エ その他、本業務の実施に際し、発注者の要請に速やかに対応すること。

9. 成果品

成果品として、報告書の紙媒体2部及び電子データを収納したDVD-R等電子媒体1部を納品すること。

10. 著作権

成果品の著作権及び所有権は発注者に帰属する。本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものを取扱う場合においては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

11. 一般管理費の取扱いについて

(1) 経費の積算において、一般管理費は、 $((\text{直接人件費} + \text{直接経費} - \text{再委託費}) \times 10/100)$ 以内とする。

(2) 上記(1)における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

12. その他

ア 本契約履行にあたり、業務に関する発注者所有の資料については、その必要に応じ受託者に貸与する。

イ 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。

ウ その他業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、発注者及び受託者で協議の上決定する。